

項目	障害者（児）施設整備費助成事業						健康福祉部
							障害福祉課 ( 障害保健福祉課 )
24 事業費（千円）	内容 （千円）	補助金					
362,379		362,379					

目的	・障がいのある人の地域生活を支えるためのサービス提供基盤を充実するため。						
背景	・平成18年4月施行の障害者自立支援法に基づき障害福祉の推進を図る。						
内容	障害福祉関係施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、施設の整備に要する経費を助成する。						
	事業内容						
	（単位：千円）						
	区分	施設区分・名称	場所	定員（人）	法人名	補助額	
	創設	ケアホーム					
			（仮）セレナーデ	南区福島町	6	（福）小羊学園	27,580
			（仮）うらら	北区三ヶ日町岡本	6	NPO法人 すだち	19,000
		就労移行支援、就労継続支援B型					
			（仮）サンステップ	浜北区於呂	42	（福）たちばな会	157,473
			K u R u M i X	北区三幸町	25	（福）復泉会	110,000
大規模 修繕	障害児通所支援事業所						
		（仮）ねあらい西	西区大久保町	10	（福）ひかりの園	39,600	
	ケアホーム						
	くるみハイツ	北区三幸町	14	（福）復泉会	8,726		
合計					362,379		

項目	地域高齢者見守り・支援事業					健康福祉部	
						高齢者福祉課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	委託料	需用費	その他			
14,808		11,650	1,500	1,658			

目的	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者が増加しているため、その実態把握を行うことにより、見守り・支援体制の強化を図る
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など日常生活に不安を抱える高齢者が増加</li> <li>・平成 23 年度にひとり暮らし高齢者等実態把握調査を行い、見守り支援を必要とする高齢者の実態の把握及び情報整理を実施</li> </ul>
内容	<p>事業概要</p> <p>1 ひとり暮らし高齢者等の実態調査及び見守り対象者の把握 5,258 千円          ( 1 ) 調査対象者 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯 ( 新規対象者分 )          23 年度に一齐調査を行っており、24 年度以降は新規対象者のみ</p> <p>( 2 ) 調査方法等 ・住民基本台帳より抽出した情報を民生委員に提供し実態調査          ・調査結果から見守り・支援の必要性を判断</p> <p>2 あんしん情報キットの配布 1,050 千円          ひとり暮らし高齢者等に緊急連絡先や持病等の必要情報を収納するキットを配布          23 年度に一齐配布を行っており、24 年度以降は新規対象者のみ</p> <p>3 ( 新規 ) 緊急宿泊事業 4,500 千円          高齢者の異変を把握した場合、緊急一時的に高齢者を保護する場所を確保          ・特別養護老人ホームと契約し、緊急対応が必要な場合 365 日 24 時間受入可能な体制を構築</p> <p>4 ( 臨時 ) 介護保険情報連携に伴うプログラム作成 4,000 千円          ひとり暮らし高齢者等の実態調査結果、高齢者福祉事業の在宅福祉サービス及び介護保険事業の給付サービス利用情報を一体的に管理するためシステムを整備</p>

項目	老人福祉施設整備費助成事業						健康福祉部	
							高齢者福祉課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	補助金						
902,775		902,775						

目的	はままつ友愛の高齢者プランに基づき、在宅での生活が困難な高齢者の生活場所を確保するため、老人福祉施設を整備する社会福祉法人に対し助成する。			
背景	特別養護老人ホームの入所者待機者数 3,611 人 ( H23.8.1 現在 ) うち、在宅で要介護 4~5 の者の数 552 人			
内容	特別養護老人ホーム等を整備する社会福祉法人に対し、施設の整備に要する経費を助成する。  ・平成 24 年度事業内容			
	事業者	( 福 ) 慈悲庵		( 福 ) 慈恵会
	施設名称	九重荘	第二九重荘	( 仮 ) あづきもち
	整備内容 合計 ( 増床分 ) 特養 185 床 短期 20 床	改築 ( 養護 50 床 )	増築 特養 45 床	創設 特養 70 床 短期 10 床
	施設所在地	北区都田町	北区都田町	中区小豆餅三丁目
	補助額	210,900 千円	151,875 千円	270,000 千円
			( 福 ) 白梅福祉会	
			( 仮 ) 白梅下石田ホーム	
			創設 特養 70 床 短期 10 床	
			東区下石田町	
			270,000 千円	

項目	生活保護扶助事業	健康福祉部				
		福祉総務課				
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	扶助費				
12,258,408		12,258,408				

目的	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対し最低生活を保障するため、その困窮の程度に応じた扶助を実施する。				
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年秋からの景気悪化に伴う雇用調整等により、生活保護世帯が急増した。</li> <li>平成 23 年度になって、生活保護世帯の伸びは緩やかになっているものの、増加は続いている。</li> </ul>				
内容	1 保護世帯の動向				
	(単位：世帯、%)				
	区分	H21.4.1 実績	H22.4.1 実績	H23.4.1 実績	H24.4.1 見込
	生活保護世帯数 (世帯)	3,217	4,504	5,170	5,450
	保護率 (%) % (パーミル) = 1/1000	5.2	7.7	8.9	9.3
	H23.4.1 の保護率全国平均は 15.8%、政令指定都市平均は 22.5%				
	2 事業費 (国庫負担金 3/4)				
	(単位：千円)				
	区分	H23年度		H24年度	
		当初	決算見込	当初	
1 生活扶助	4,382,167	4,038,470	4,179,144		
2 住宅扶助	1,892,433	1,854,569	1,886,672		
3 教育扶助	80,086	81,534	87,996		
4 医療扶助	4,394,230	4,745,439	5,115,176		
5 介護扶助	288,330	321,801	344,340		
6 その他の扶助	633,371	628,804	645,080		
合計	11,670,617	11,670,617	12,258,408		

# 生活保護受給者等に対する就労支援事業について

## 1 目的

何らかの支援を実施しない場合に生活保護に陥る恐れのある生活保護ボーダーライン層及び生活保護受給者に対する就労支援事業を充実強化し、生活保護費の削減を図る。

## 2 実施内容

### (1) 緊急雇用創出事業セーフティネット枠による就労機会の提供

緊急雇用創出事業において、新規雇用者の募集時に生活保護ボーダーライン層及び生活保護受給者を対象とした「セーフティネット枠」を設け、優先的に採用することにより就労機会を提供する。

### (2) パーソナル・サポート・サービス事業による支援の充実

24年度は就労意欲の低い者も対象とし、パーソナル・サポート・センターと福祉事務所との連携を強化することにより、生活保護適用の前後を通じて生活保護ボーダーライン層及び生活保護受給者に対する就労支援の充実を図る。

### (3) 生活保護就労支援相談員による支援強化

各福祉事務所に配置している就労支援相談員を9人体制とし、生活保護受給者の就労支援を専門的に実施する。(23年度 7人 24年度 9人)

相談員9人の内2人については外国人向け就労支援相談員として中区と南区に配置し、外国人の生活保護受給者に対し就労支援事業を実施する。

### (4) ケースワーカーによる就労支援の充実強化

福祉事務所実施体制の整備を図ることによりケースワーカー業務の負担軽減を図り、ケースワーカーによる就労支援を充実強化する。

年金調査員の新規配置(1人)

ケースワーカーの増員(3人増) (23年度 57人 24年度 60人)

### (5) その他就労支援事業

「福祉から就労」支援事業(事業主体:国)

ハローワークと福祉事務所との間で協定を締結し、生活保護と住宅手当受給者に対して計画的に就労支援を実施する。

生活保護受給者等就労支援事業(事業主体:静岡県)

県の委託を受けた民間事業者が生活保護と住宅手当受給者の就労支援を実施する。

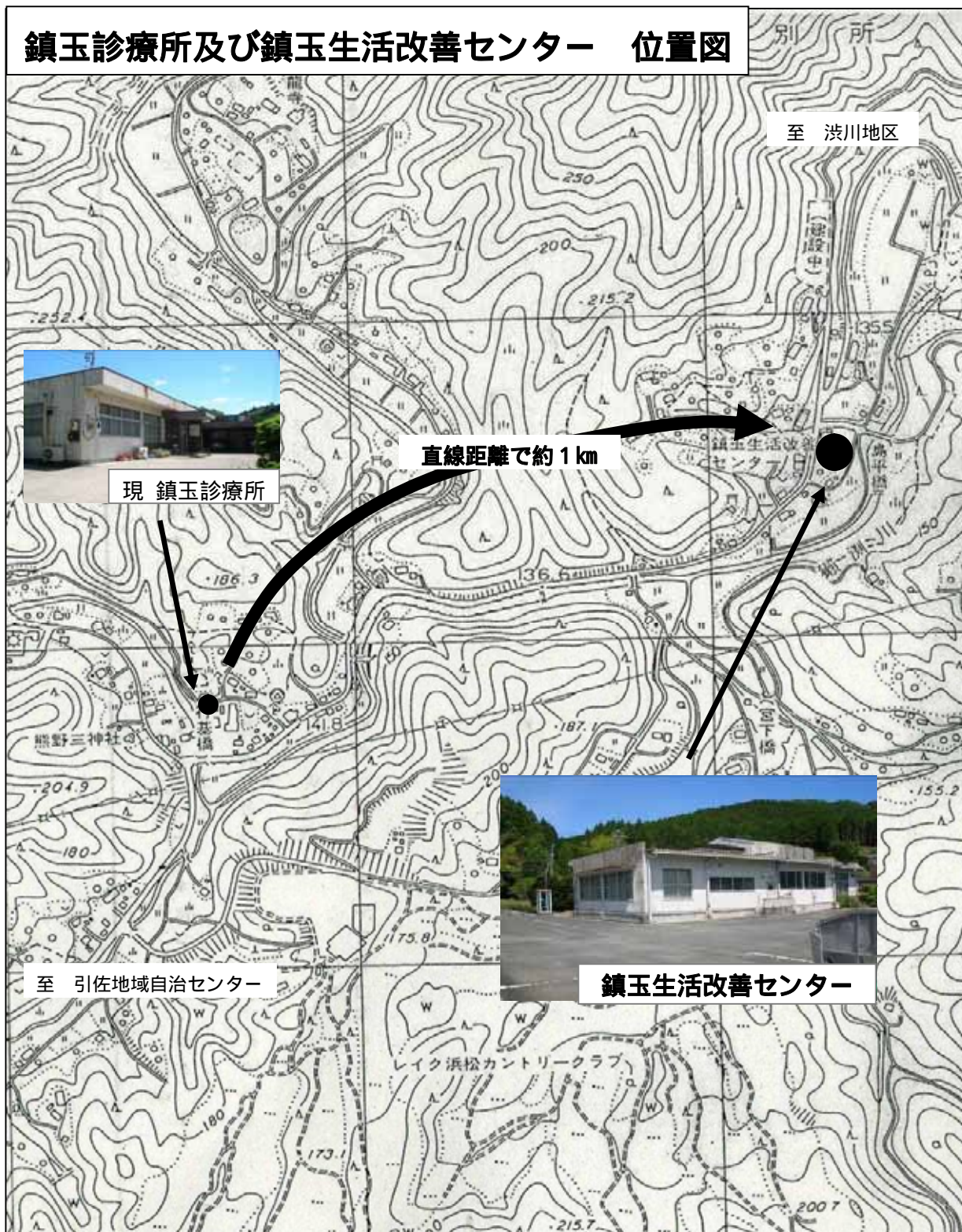
項目	地域密着型サービス等提供基盤整備費助成事業						健康福祉部
							介護保険課
24 事業費（千円）	内容 （千円）	補助金					
435,200		435,200					

目的	介護保険事業計画に基づく施設整備により、介護サービスの充実を図る		
背景	地域介護・福祉空間の整備（国） 介護基盤の緊急整備等（県） 医療制度改革に伴う、介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備（国）		
内容	1 地域密着型サービス施設を整備する事業者に対して、施設整備費を助成		
	区分		施設整備（県 10/10）
		施設数	定員（1施設）
	(1)	認知症対応型通所介護	20,000 千円
	(2)	小規模多機能型居宅介護	60,000 千円
	(3)	認知症対応型共同生活介護	60,000 千円
	(4)	介護老人福祉施設入所者生活介護	116,000 千円
	計		256,000 千円
	2 地域密着型サービス施設を整備する事業者に対して、設備整備費を助成		
	区分		設備整備（国 10/10）
	施設数	定員（1施設）	
(1)	認知症対応型通所介護	6,000 千円	
3 地域密着型サービス施設を整備する事業者に対して、開設準備経費を助成			
区分		開設準備（県 10/10）	
	施設数	定員（1施設）	
(1)	小規模多機能型居宅介護	21,600 千円	
(2)	認知症対応型共同生活介護	43,200 千円	
(3)	介護老人福祉施設入所者生活介護	17,400 千円	
計		82,200 千円	
4 介護療養型医療施設を介護老人保健施設へ転換する事業者に対して、施設整備費を助成			
区分		介護療養型医療施設転換整備（国 10/10）	
	施設数	床数	
(1)	介護老人保健施設（改築）	67,200 千円	
(2)	介護老人保健施設（改修）	23,800 千円	
計		91,000 千円	

項目	鎮玉診療所の移転について			健康福祉部
				健康医療課
24 事業費 (千円)	内容	委託料	役務費	
9,015	(千円)	9,000	15	

目的	昭和 52 年 2 月に建設 (平成 24 年 2 月で築 35 年) した現鎮玉診療所の建物は、耐震性が劣るとともに、老朽化が進んでいるため更新を図るもの。
背景	北区北部地域は、高齢化、過疎化が進んでいる状況にある。当該地域を維持する上で、鎮玉診療所による医療サービスの提供は欠くことのできないものとなっている。
内容	<p>1 事業予定</p> <p>休診することなく、現状の課題を解決するために、近隣の浜松市引佐鎮玉生活改善センターの敷地に移転する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度 設計、地質調査</li> <li>・平成 25 年度 移転改築工事 (予定)</li> <li>・平成 26 年度 4 月移転 (予定)</li> </ul> <p>2 診療所の概要</p> <p>医療体制：常勤医師 1 名、看護師 2 名、事務員 2 名</p> <p>診療科目：内科</p> <p>診療日等：月・水・金曜日 13:00～17:00 火・木曜日 9:00～17:00</p> <p>3 事業費 9,015 千円 (委託料、役務費)</p>

# 鎮玉診療所及び鎮玉生活改善センター 位置図

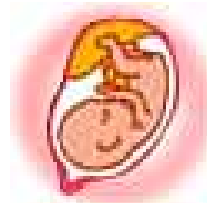




項目	天竜区看護師等修学資金貸与事業		健康福祉部
			佐久間病院・健康医療課
24 事業費 (千円)	内容	貸付金	
11,880	(千円)	11,880	

目的	佐久間病院の慢性的な看護師不足を解決するため、既存の「天竜区看護師等修学資金貸与事業」に加え、新たに佐久間病院独自の修学資金貸与事業を創設する。		
背景	天竜区内などの他の病院においては独自の奨学金制度を有している。		
内容	1 新規：佐久間病院看護師等修学資金貸与事業（佐久間病院所管）		
	対象	看護師養成施設等に在学する者で、佐久間病院に就職する意思のある者	
	貸与額	月額7万円 「2 天竜区看護師等修学資金貸与事業」との併用で15万円	
	返還免除	卒業後就職し、貸与相当期間従事した場合は免除	
	事業費	2,520千円	
	2 継続：天竜区看護師等修学資金貸与事業（健康医療課所管）		
	対象	看護師養成施設等に在学する者で、天竜区内の病院等に就職する意思のある者	
	貸与額	佐久間・水窪地区 月額8万円 天竜・春野・龍山地区 月額6万円	
	返還免除	卒業後就職し、貸与相当期間従事した場合は免除	
	事業費	9,360千円	
	3 事業費 11,880千円（貸付金）		

項目	特定不妊治療費支援事業					健康福祉部
						健康増進課
24 事業費(千円)	内容 (千円)	旅費	需用費	役務費	補助金	
174,473		7	117	214	174,135	

目的	<p>不妊治療は少子化対策としてのニーズが高い。また、保険が適用されず、医療費も高額であることから、経済的負担を軽減するため助成するもの。</p>
背景	<p>特定不妊治療に対する助成対象者は年々増加しており、少子化対策の面からも公費での助成が必要となっている。</p>
内容	<p>1 事業内容</p> <p>特定不妊治療を受けた夫婦に対して1・2回目は20万円、3回目以降は15万円を上限に、1年目は年3回まで、2年目以降は2回まで、通算5年間(通算10回を超えない)補助金を交付する。交付に対する所得制限なし。</p> <p>なお、平成24年度当初予算では、平成23年度当初予算時900組から155組増の1,055組を見込む。</p> <p>2 事業費 174,473千円(補助金、事務費等)</p> <p>～不妊症って?～</p> <p>結婚後、避妊をしない夫婦生活を持って、2年以上妊娠しない場合を不妊症と定義しています。</p> <p>日本においては、妊娠を望んでいるカップルの10%が不妊症であるとされています。</p> 

項目	子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種事業						健康福祉部
							健康増進課
24 事業費（千円）	内容 （千円）	需用費	役務費	委託料	使用料	扶助費	
749,334			1,943	401	746,049	202	739
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</li> </ul>						
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 24 年度も自己負担なしで平成 23 年度同様に事業を継続する。</li> <li>・ 現在、国においては国際動向、疾病の重篤性を鑑み、予防接種法の定期接種化に向けた検討を行っている。</li> </ul>						
内容	<p>1 子宮頸がん予防ワクチン接種事業 165,498 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接種対象者：中学 1 年生～高校 1 年生の女子</li> <li>・ 接種回数：3 回</li> </ul> <p>H24 のみ特例として高校 2 年生で H23 接種者の追加接種を認める。</p> <p>2 ヒブワクチン接種事業 257,689 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接種対象者：2 ヶ月～4 歳</li> <li>・ 接種回数：2 ヶ月～ 6 ヶ月開始の場合 3 回、追加 1 回の計 4 回 7 ヶ月～11 ヶ月開始の場合 2 回、追加 1 回の計 3 回 1 歳以上で開始の場合 1 回</li> </ul> <p>3 小児用肺炎球菌ワクチン接種事業 326,147 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接種対象者：2 ヶ月～4 歳</li> <li>・ 接種回数：2 ヶ月～ 6 ヶ月開始の場合 3 回、追加 1 回の計 4 回 7 ヶ月～11 ヶ月開始の場合 2 回、追加 1 回の計 3 回 1 歳で開始の場合 2 回、2 歳以上で開始の場合 1 回</li> </ul> <p>接種効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子宮頸がんの原因となるウイルスは約 100 種類の型があり、子宮頸がんから多く見つかる（約 50～70%）2 種類の型を防ぐことができる。</li> <li>・ ヒブ、肺炎球菌は髄膜炎、肺炎などをひき起こすが、その他中耳炎や気管支炎を発症させる。予防接種により当該ウイルスを起因とする病状が抑制される。</li> </ul>						

項目	浜松医療センター新病院構想策定事業						健康福祉部
							病院管理課
24 事業費 (千円)	内容	報酬	旅費	需用費	役務費	委託料	
20,810	(千円)	450	396	140	24	19,800	

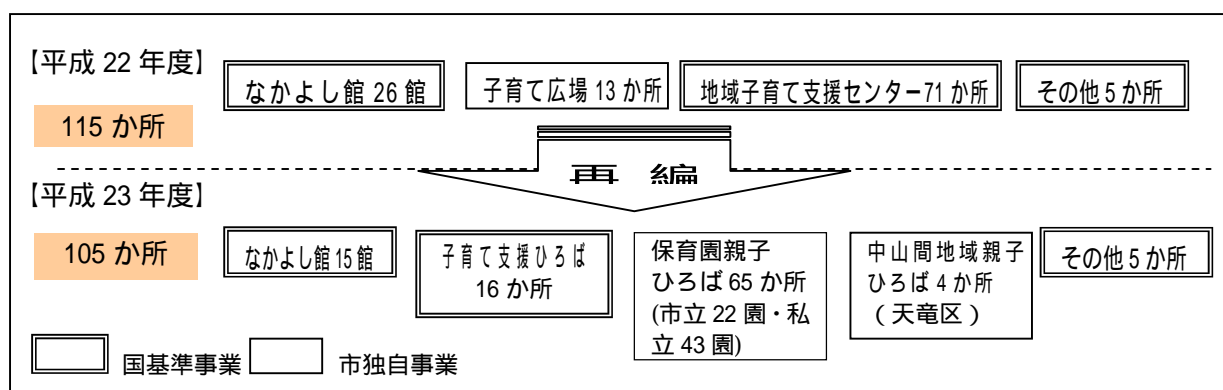
目的	<p>新病院構想検討委員会（庁内会議）において医療センターの使命、今後求められる機能や役割などについて検討し、新病院構想を策定する。</p> <p>この構想を踏まえ、地域医療の確保、施設老朽化等に対応するため、医療センターの建て替えに向けた新病院建設構想の策定に着手する。</p>																																									
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築後 40 年を経過する医療センター病院施設の老朽化への対応が必要。</li> <li>・ 地域医療の確保と健全な病院経営の観点から、医療・患者ニーズへの対応が必要。</li> </ul>																																									
内容	<p>1 新病院構想検討委員会・・・浜松医療センター新病院構想（あり方）の策定 検討項目 「浜松医療センターの使命」、「求められる機能と役割」など</p> <p>2 新病院建設構想検討委員会・・・浜松医療センター新病院建設構想の策定 新病院構想検討会議でまとめられた使命を果たすとともに、機能や役割を確実に提供していけるよう、具体的な新病院の建設構想を策定する。 検討項目 「病院の規模」、「診療科」、「建設場所」、「既存施設の利用」、「収支計画」など</p> <p>3 スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">23年度</th> <th colspan="3">24年度</th> <th colspan="3">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新病院構想検討</td> <td colspan="3">新病院構想検討委員会設置</td> <td rowspan="2">新病院構想</td> <td colspan="3">コンサル委託 (建設構想策定業務)</td> <td rowspan="2">新病院建設構想</td> </tr> <tr> <td>・ 医療センターの使命 ・ 求められる機能と役割</td> <td colspan="3">中間まとめ</td> <td colspan="3">建設構想検討委員会設置</td> </tr> <tr> <td>新病院建設構想検討</td> <td colspan="3"></td> <td rowspan="2">新病院建設構想</td> <td colspan="3">中間まとめ</td> </tr> <tr> <td>・ 規模、診療科、建設場所、跡地利用 ・ 建設コスト、収支計画など</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>		23年度			24年度			25年度			新病院構想検討	新病院構想検討委員会設置			新病院構想	コンサル委託 (建設構想策定業務)			新病院建設構想	・ 医療センターの使命 ・ 求められる機能と役割	中間まとめ			建設構想検討委員会設置			新病院建設構想検討				新病院建設構想	中間まとめ			・ 規模、診療科、建設場所、跡地利用 ・ 建設コスト、収支計画など						
	23年度			24年度			25年度																																			
新病院構想検討	新病院構想検討委員会設置			新病院構想	コンサル委託 (建設構想策定業務)			新病院建設構想																																		
・ 医療センターの使命 ・ 求められる機能と役割	中間まとめ				建設構想検討委員会設置																																					
新病院建設構想検討				新病院建設構想	中間まとめ																																					
・ 規模、診療科、建設場所、跡地利用 ・ 建設コスト、収支計画など																																										

項目	動物愛護教育センター整備事業				健康福祉部
					生活衛生課
24 事業費（千円）	内容 （千円）	役務費	委託料		
29,967		224	29,743		
目的	<p>「動物を愛するまち浜松」を将来像とし、次の理念のもと活動する施設を動物園内に整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物や動物の命を大切にす思想を普及啓発する。</li> <li>・動物との正しい接し方などを指導し、愛情や優しさをもった豊かな心を育成する。</li> <li>・飼主のいない犬ねこを少なくし、動物を愛するまちづくりを進める。</li> </ul>				
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物を通じて生命の大切さ尊さを伝える教育活動を実施する。</li> <li>・センターでの動物愛護啓発活動を通じ、犬ねこの処分数を減少させる。</li> </ul>				
内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能等：多目的ホール（主に愛護教育用）、犬ねこふれあいコーナー 入院室、検査室、犬保護室等</li> <li>・建設予定地：動物園敷地内</li> <li>・延べ床面積：1,000 m<sup>2</sup>程度</li> </ul> <p>2 事業予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度：整備内容の調査、研究</li> <li>・平成 24 年度：基本設計、実施設計、地質調査</li> <li>・平成 25 年度：整備工事、26 年 3 月開所予定</li> </ul> <p>3 24 年度事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本、実施計画策定 27,743 千円</li> <li>・地質調査 2,000 千円</li> <li>・事務費 224 千円</li> </ul>				

項目	地域子育て支援拠点事業について	こども家庭部 次世代育成課 子育て支援課 保育課
----	-----------------	--------------------------------

1 平成 23 年度の再編内容

地域子育て支援拠点事業に関連する事業について、各実施場所の利用状況に差があることや利用者の育児力の低下傾向などがあることから、子育て支援のための効果的な事業とするため、全市的な配置バランス等を考慮し、児童福祉法の地域子育て支援拠点事業を基本に再編した。



【参考】 なかよし館廃止 11 館 放課後児童会へ転用(うち 3 館を平日の午前中に限り、「地域つどいのひろば」として開放)

2 平成 24 年度事業内容

事業名	事業内容	開催時間等	
なかよし館(15館)	児童の遊び・体験、保護者の交流・情報交換の場	6日/週 8時間/日	
子育て支援ひろば(17か所)	子育て家庭のための相談事業、情報提供、講習等を行う常設の広場	3日以上/週 5時間以上/日	
保育園親子ひろば(68か所)	子育て家庭のための保育士による育児相談、保育園の園庭開放等による交流の場等	育児相談(常時)施設(園庭)開放 原則週1回以上	
中山間地域親子ひろば(4か所)	子育て家庭のための育児相談、公共施設の開放等による交流の場等	5日/週 6時間以上/日	
その他	児童館(4館)	児童の遊び・体験、保護者の交流・情報交換の場	6日/週 8時間/日
	浜松こども館	児童健全育成と子育て支援機能をもった、体験・交流の場	7日/週 7～8時間/日

子育て支援ひろば 1か所増 (H23:16か所 H24:17か所)

保育園親子ひろば 3か所増 (H23:65か所 H24:68か所)

項目	放課後児童会施設整備事業					こども家庭部	
						次世代育成課	
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	委託料	工事請負費	その他			
151,620		12,887	138,000	733			

目的	重点的な待機児童の解消の実施と未開設小学校での開設などにより、放課後児童会を充実させるため、計画的に施設整備を実施するもの。																												
背景	<p>&lt; 根拠法令 児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項及び第 21 条の 10 &gt;                  核家族化や女性の社会進出、子どもをとりまく環境の変化などにより、放課後児童会への入会を希望する児童は全市的に増加傾向にある。( H23.5.1 現在待機児童数 81 名 )</p>																												
内容	<p>1 事業内容                  平成 25 年 4 月 1 日定員 100 人増 ( H24:4,485 人 H25:4,585 人 )</p> <p>( 1 ) 芳川北小放課後児童会施設建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場所</td> <td>小学校教室</td> <td>小学校敷地内専用施設 ( 新築 )</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>40 人</td> <td>100 人 ( 50 人 × 2 室 )</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 2 ) 舞阪小放課後児童会施設建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場所</td> <td>舞阪文化センター</td> <td>小学校敷地内専用施設 ( 新築 )</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>70 人</td> <td>100 人 ( 50 人 × 2 室 )</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 3 ) 伎倍小放課後児童会施設建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場所</td> <td>民有地クラブ専用施設</td> <td>小学校敷地内専用施設 ( 新築 )</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>40 人</td> <td>50 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 参考 ) 平成 24 年度放課後児童会定員 120 人増 ( H23 : 4,365 人 H24 : 4,485 人 )                  定員が増員となる放課後児童会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろさわ ( 広沢小 ) 60 人増 ( 40 人 100 人 )</li> <li>・ふなこし ( 船越小 ) 10 人増 ( 40 人 50 人 )</li> <li>・しらわき ( 白脇小 ) 50 人増 ( 50 人 100 人 )</li> </ul>		区分	現状	整備後	場所	小学校教室	小学校敷地内専用施設 ( 新築 )	定員	40 人	100 人 ( 50 人 × 2 室 )	区分	現状	整備後	場所	舞阪文化センター	小学校敷地内専用施設 ( 新築 )	定員	70 人	100 人 ( 50 人 × 2 室 )	区分	現状	整備後	場所	民有地クラブ専用施設	小学校敷地内専用施設 ( 新築 )	定員	40 人	50 人
区分	現状	整備後																											
場所	小学校教室	小学校敷地内専用施設 ( 新築 )																											
定員	40 人	100 人 ( 50 人 × 2 室 )																											
区分	現状	整備後																											
場所	舞阪文化センター	小学校敷地内専用施設 ( 新築 )																											
定員	70 人	100 人 ( 50 人 × 2 室 )																											
区分	現状	整備後																											
場所	民有地クラブ専用施設	小学校敷地内専用施設 ( 新築 )																											
定員	40 人	50 人																											

項目	私立幼稚園就園奨励助成事業					こども家庭部	
						次世代育成課	
24 事業費 ( 千円 )	内容	賃金	旅費	需用費	役務費	委託料	負担金
943,317	( 千円 )	496	73	26	16	55	942,651

目的	幼稚園児を持つ保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、市内の公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図る。					
背景	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (平成10年6月17日文科大臣裁定) ・景気低迷による所得状況の悪化により補助対象者が増加傾向にある。					
内容	1 事業内容 ・私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する園児の保護者に、その経済状況に応じて入園料及び保育料を減免した場合にその相当額を補助する。 ・原則として、国の補助単価に基づいて補助金を交付しているが、水窪地域は地域内に私立幼稚園1園のみであるため、別途補助単価を定めている。					
	2 補助単価の変更について (平成24年度文部科学省予算単価) 国制度の変更に伴い保護者負担の軽減を図るため、補助単価(年額)を引き上げる。					
	区分		H23当初 A	H23決算 B	H24当初 C	前年対比 C - B
	生活保護世帯		220,000円	223,200円	226,200円	+3,000円
	市町村民税所得割非課税世帯		190,000円	193,200円	196,200円	+3,000円
市町村民税所得割課税世帯 (所得割額 77,100円以下)		106,000円	109,200円	112,200円	+3,000円	
市町村民税所得割課税世帯 (所得割額211,200円以下)		47,600円	46,800円	49,800円	+3,000円	
3 事業費 943,317千円 (国庫 219,733千円)						



項目	児童福祉施設整備助成事業						こども家庭部	
							子育て支援課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	負担金補助 及び交付金						
15,750		15,750						

目的	市内唯一の乳児院である浜松乳児院が、施設の機能強化のために行う整備について、補助金を交付するもの。
背景	被虐待歴がある子どもの入所や、子どもとの関わりに問題のある保護者への対応機会が増加している。
内容	<p>1 事業内容</p> <p>( 1 ) 施設名称 浜松乳児院</p> <p>( 2 ) 法人名称 社会福祉法人 <small>とあつおうみかい</small> 遠淡海会</p> <p>( 3 ) 施設拡張による機能強化 ( 面積 58.93 m<sup>2</sup> の増築、定員 20 人は変更なし )</p> <p>心理療法室 虐待等の心的外傷を持つ子どもへの遊戯療法や、保護者へのカウンセリング等の心理療法を実施する専用室を整備する。</p> <p>親子生活訓練室 入所児童と保護者等の家庭復帰の訓練のために、居間、台所、トイレ、風呂場などを配した専用室を整備する。</p> <p>スプリンクラー設備 遊戯室棟へスプリンクラーを整備する。</p> <p>2 事業費 15,750 千円 ( 国庫 10,500 千円 )</p>

項目	発達障害者支援人材育成事業						こども家庭部
							子育て支援課
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	委託料					
2,500		2,500					

目的	<p>保育園・幼稚園に通う発達障がいのある(疑いのある)子どもを適切な支援に結び付けるため、保育現場において、子ども・保護者への支援に加え、他の職員への助言・指導や園の支援体制構築などのコーディネーター役を担うことのできる基幹的職員を育成する。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいのある(疑いのある)子どもの受け入れ園では、子どもの支援や保護者との面談等に苦慮しており、発達相談支援センター「ルピロ」への支援要請が増加している。</li> <li>・適切な支援ができずに、クラス運営に支障が生じている事例が出ている。</li> </ul>
内容	<p>1 事業内容</p> <p>( 1 ) 保育者向け研修</p> <p>対象者 : 勤務経験 10 年以上</p> <p>開催回数 : 年間 10 回程度</p> <p>定員 : 30 名 ( 公立保育園 22 名、私立保育園・公私立幼稚園 8 名 )</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>公立保育園 ( 22 園 ) については、基幹的職員を計画的に配置するため、毎年 1 名ずつ養成し、3 年間をかけて各園に 3 名の基幹的職員が在籍できるように調整する。</p> </div> <p>( 2 ) 幼稚園教諭向け研修 ( 教育センターと連携して実施 )</p> <p>対象者 : 公立幼稚園全園に配置されている発達支援教育コーディネーター</p> <p>開催回数 : 年 3 回程度 ( 複数年で養成 )</p> <p>定員 : 64 名 ( 全園から 1 名が参加 )</p> <p>2 研修内容</p> <p>子どもへの対応方法</p> <p>実態把握 ( アセスメント ) の方法</p> <p>事例検討を通しての評価やアドバイス視点の習得</p> <p>関係機関での実習</p> <p>個別の教育支援計画・指導計画の作成</p> <p>ペアレント・トレーニング受講による保護者等への支援技術の習得 等</p> <p>受講修了後もスキルアップのために、園を巡回しての現地研修も含めたフォローアップ研修を実施していく。</p>

項目	発達支援広場事業						こども家庭部	
							子育て支援課	
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	需用費	役務費	委託料	使用料	備品購入費		
44,171		40	303	42,799	900	129		

目的	対人関係の障害などの発達障がい疑いがある幼児とその保護者が、療育的プログラムを経験しながら、幼児にとって適切な働きかけができるよう支援するもの。
背景	< 浜松市次世代育成支援 (後期) 行動計画 > 平成 20 年度よりセンター型を開始し、23 年度からは新たに施設型を実施している。
内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね週 1 回、センター型 7 会場、施設型 3 会場で実施</li> <li>センター型では必要な支援の方向性を見立てる役割として、親子遊びや自由遊びの他医師や心理相談員による相談、親同士の話し合いなどを行う。</li> <li>施設型では就園までの発達課題についての親子支援事業を実施</li> </ul> <p>対象 1 歳 6 か月児健康診査等にて、言葉の遅れや対人関係の障害など発達障がい疑いがある児</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div> <p>2 会場</p> <p>(1) センター型 7 会場 (H23 : 7 会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健センター</li> <li>中央保健福祉センター</li> <li>東部保健福祉センター</li> <li>雄踏保健センター</li> <li>南部保健福祉センター</li> <li>細江健康センター</li> <li>浜北保健センター</li> </ul> <p>(2) 施設型 3 会場 (H23 : 2 会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根洗学園</li> <li>友愛のさと (浜松市発達医療総合福祉センター)</li> <li>新規開設箇所 (調整中)</li> </ul>

項目	子どものための手当支給事業について					こども家庭部	
						子育て支援課	
24 事業費 ( 千円 )	内容	賃金	旅費	需用費	役務費	委託料	扶助費
14,597,662	( 千円 )	2,456	99	2,968	19,149	8,031	14,564,959

目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とし、中学校修了前の子どもを養育する者に対し、子どものための手当を支給するもの。
背景	平成 24 年 4 月から、子ども手当に代わって恒久的な子どものための手当制度が創設され、新制度に基づく支給が開始される見込みである。
内容	<p>1 事業内容</p> <p>( 1 ) 支給月額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳未満 15,000 円</li> <li>・ 3 歳以上小学校修了前 ( 第 1・2 子 ) 10,000 円 ( 第 3 子以降 ) 15,000 円</li> <li>・ 中学生 10,000 円</li> <li>・ 所得制限世帯の子ども 5,000 円</li> </ul> <p>( 2 ) 支給対象 中学校修了前年齢の子どもを養育している者</p> <p>( 3 ) 所得制限 年収 960 万円 ( 夫婦と子ども 2 人世帯 ) を基準とし、扶養親族数等に応じた加減あり 平成 24 年 6 月分から適用</p> <p>2 事業費 14,597,662 千円 ( 国 10,261,819 千円、県 2,151,562 円 )</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どものための手当支給事業 11,990,495 千円 H24.4 月 ~ H25.1 月支給分</li> <li>・ 子ども手当支給事業 2,604,827 千円 H24.2 月 ~ H24.3 月支給分 H24.1 月以前の過年度分</li> <li>・ 児童手当支給事業 2,340 千円 H22.2 月 ~ 3 月の過年度分</li> </ul>

項目	子どものための手当支給事業について(制度比較)	こども家庭部
		子育て支援課

1 制度の比較

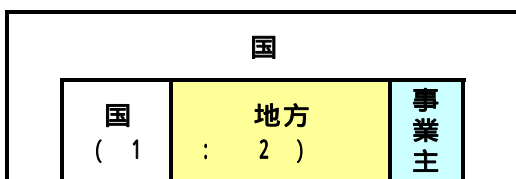
区分	子ども手当		子どものための手当			
根拠法令	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法		児童手当法(H24.4改正予定)			
期間	平成24年3月31日まで		平成24年4月1日から			
支給対象	中学校修了前年齢の子どもを養育している者		中学校修了前年齢の子どもを養育している者			
支給月額	3歳未満	15,000円	3歳未満	15,000円		
	3歳以上 小学校修了前	第1、2子	10,000円	3歳以上 小学校修了前	第1、2子	10,000円
		第3子以降	15,000円		第3子以降	15,000円
	中学生	10,000円	中学生	10,000円		
所得制限	なし		年収960万円以上 (H24.6月分から)	5,000円		

平成23年度当初予算は、3歳未満月額20,000円、3歳以上月額13,000円で計上

2 国と地方の負担割合

- ・制度改正後の「子どものための手当」に対する国と地方の負担割合 国：地方 = 2：1
- ・子ども手当創設に伴う地方負担増に対応するための子ども手当特例交付金は皆減となる見込み  
制度改正に伴う地方の負担増については、年少扶養控除の廃止等による地方増収分により対応

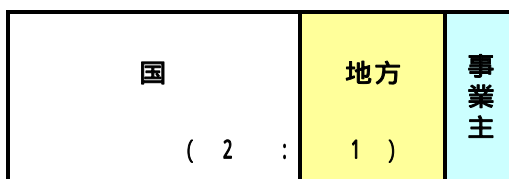
【改正前 23年度】



公務員分は全額所属庁が負担

子ども手当の創設に伴う地方負担分に対応するため、別途子ども手当特例交付金による交付あり

【改正後 24年度】



公務員分は全額所属庁が負担

制度改正に伴い皆減見込み

3 事業費(扶助費)

(単位:千円)

区分	H23当初 A 子ども手当	H24当初 B 子どものための手当	当初比較 B - A
事業費	19,174,060	14,564,959	4,609,101
財源	国	15,385,641	5,123,822
	県	1,894,208	257,354
	市	1,894,211	257,367

H24当初Bは、子どものための手当、子ども手当、児童手当の合算額

項目	保育ママ事業の見直しについて						こども家庭部	
							保育課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	役務費	委託料					
12,075		225	11,850					

目的	<p>浜松市天竜区において、保育に欠ける児童の保育及びその他様々な保育需要に対応するため、在宅保育士等の自宅又はその他適切な場所において児童を保育することにより、児童の健全な育成と福祉の向上を図る。</p>								
背景	<p>保育ママ事業は、臨時的な利用者を前提として制度運用を行ってきたが、平成 23 年度より継続的な利用者が大幅に増加したため、利用実態に合わせた事業の見直しを行う。</p>								
内容	<p>( 1 ) 事業内容</p> <p>保育ママに対する委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 人の保育士が 1 日に保育した児童の延保育時間 × 700 円</li> <li>ただし、保育士 1 人当たりの委託料の上限を 11,500 円とし、いずれか低いほうの額を日額委託料として適用</li> </ul> <p>( 新規 ) 世代間交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育ママ施設を利用する児童 ( 6 人以上 ) と高齢者等との幅広い交流やふれあいの機会を提供することで、児童の高齢者への思いやりやいたわりの心を育む。</li> <li>・ 委託料 月額 42,000 円</li> </ul> <p>( 2 ) 見直し後の制度比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>&lt; 児童 1 人当たりの日額委託料単価 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 時間未満 1,400 円</li> <li>・ 2 時間以上 4 時間未満 2,800 円</li> <li>・ 4 時間以上 6 時間未満 4,200 円</li> <li>・ 6 時間以上 8 時間以下 5,600 円</li> </ul> </td> <td> <p>&lt; 児童 1 人当たりの日額委託料単価 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 時間当たり 700 円</li> <li>保育ママ 1 人当たりの日額委託料に上限を設定 ( 日額上限 11,500 円 )</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>&lt; 世代間交流事業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 か月当たり 42,000 円</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>&lt; 対象地域 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久間、水窪、龍山、春野、天竜</li> </ul> </td> <td> <p>&lt; 対象地域 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久間、水窪、龍山、春野、天竜</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	23 年度	24 年度	<p>&lt; 児童 1 人当たりの日額委託料単価 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 時間未満 1,400 円</li> <li>・ 2 時間以上 4 時間未満 2,800 円</li> <li>・ 4 時間以上 6 時間未満 4,200 円</li> <li>・ 6 時間以上 8 時間以下 5,600 円</li> </ul>	<p>&lt; 児童 1 人当たりの日額委託料単価 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 時間当たり 700 円</li> <li>保育ママ 1 人当たりの日額委託料に上限を設定 ( 日額上限 11,500 円 )</li> </ul>		<p>&lt; 世代間交流事業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 か月当たり 42,000 円</li> </ul>	<p>&lt; 対象地域 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久間、水窪、龍山、春野、天竜</li> </ul>	<p>&lt; 対象地域 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久間、水窪、龍山、春野、天竜</li> </ul>
23 年度	24 年度								
<p>&lt; 児童 1 人当たりの日額委託料単価 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 時間未満 1,400 円</li> <li>・ 2 時間以上 4 時間未満 2,800 円</li> <li>・ 4 時間以上 6 時間未満 4,200 円</li> <li>・ 6 時間以上 8 時間以下 5,600 円</li> </ul>	<p>&lt; 児童 1 人当たりの日額委託料単価 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 時間当たり 700 円</li> <li>保育ママ 1 人当たりの日額委託料に上限を設定 ( 日額上限 11,500 円 )</li> </ul>								
	<p>&lt; 世代間交流事業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 か月当たり 42,000 円</li> </ul>								
<p>&lt; 対象地域 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久間、水窪、龍山、春野、天竜</li> </ul>	<p>&lt; 対象地域 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久間、水窪、龍山、春野、天竜</li> </ul>								

項目	保育所待機児童の解消について	こども家庭部
		保育課

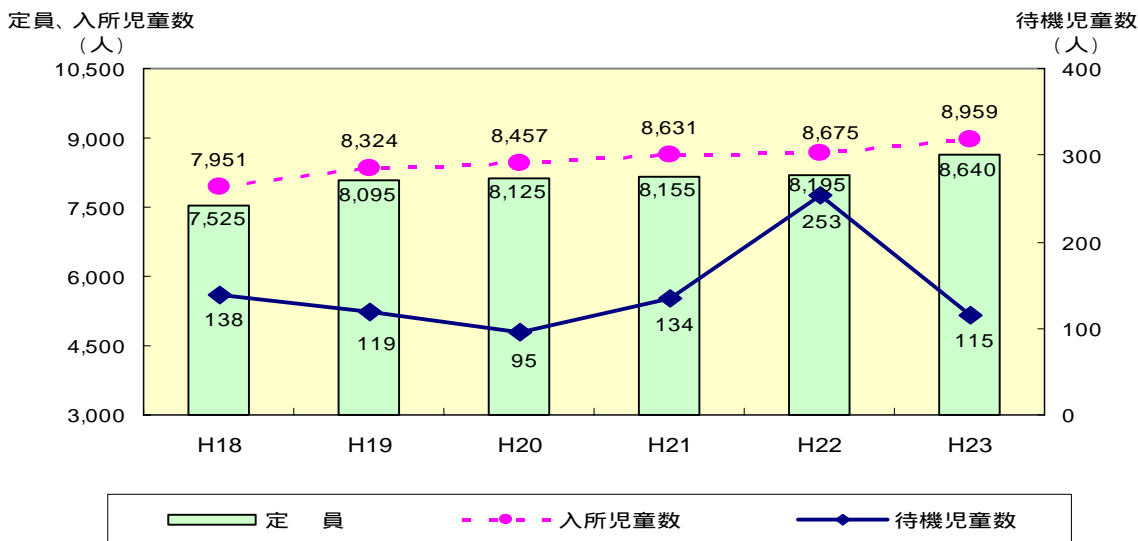
1 経緯

- ・ 保育所等の緊急整備計画に基づく民間保育所や認定こども園の新設、既存保育所の改築にあわせた定員増等の実施 平成 23 年 4 月に 490 人の定員拡大
- ・ 認証保育所利用者助成事業の開始 認証保育所の有効活用を図る
- ・ 近年の景気後退の影響や女性の就労傾向の高まりなどから、保育需要は増加傾向 依然として待機児童は解消されていない状況

2 本市の現状

( 1 ) 待機児童数について

定員・入所児童数・待機児童数の推移 ( 各年度 4 月 1 日現在 )



地域別待機児童数内訳

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
H22.4.1(A)	87 人	63 人	19 人	10 人	24 人	48 人	2 人	253 人
H23.4.1(B)	20 人	41 人	7 人	12 人	8 人	25 人	2 人	115 人
増減 (B)-(A)	67 人	22 人	12 人	2 人	16 人	23 人	0 人	138 人

( 2 ) 保育所利用率について

保育所利用率等の推移 ( 各年度 4 月 1 日現在、政令市平均は平成 23 年 4 月 1 日現在 )

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	政令市平均
保育所利用率	18.2%	18.6%	19.1%	19.9%	28.4%
幼稚園利用率	35.9%	35.1%	35.1%	35.2%	27.0%
就学前児童数	46,569 人	46,328 人	45,486 人	45,116 人	72,262 人

就学前児童数は、徐々に減少することが見込まれるが、保育所利用率は上昇傾向にある。

### 3 待機児童解消のための具体的施策

#### (1) 保育所の整備（定員増）

整備年度	園数	定員増
H23	増改築2園（曳馬保育園・浜松東保育園） 認定こども園創設1園（(仮称)ずだじこども園）	150人 （平成24年4月）
H23・24	増改築2園（住吉保育園・葵ヶ丘保育園）	70人 （平成25年4月）
H24	増改築1園（初生保育園）	10人 （平成25年4月）

#### (2) 私立幼稚園を母体とした幼保連携型認定こども園の導入推進

私立幼稚園等に対し、制度の周知を図り、導入に向けた積極的な支援を行う。

市内の認定こども園の設置状況（今後開設予定も含む）

	名称	類型	所在地	定員	詳細
1	あそびこども園浜松	地方裁量型	東区下石田町	保190人 幼55人	H20.9.16認定
2	聖隷クリスファー大学附属 クリスファーこども園	幼保連携型	北区三方原町	保90人 幼135人	H23.4.1認定
3	(仮称)ずだじこども園	幼保連携型	南区恩地町	保60人 幼360人	H24.4開設予定 私立ずだじ幼稚園が 認定こども園に移行

#### (3) 認証保育所利用者に対する直接助成

平成23年度から、認証保育所に入所している3歳未満の児童の保護者に対し、認可保育所と認証保育所の平均保育料の差額相当分である2万円（月額）を上限に助成し、一層の利用促進を図る。

#### (4) 事業所内保育施設の設置促進

市内の事業所が新たに設置する定員6人以上の事業所内保育施設を対象として、1施設あたり5,000千円を上限に開設準備経費の補助を行う。

#### (5) 幼稚園における預かり保育の効果的運用

公立及び私立幼稚園における預かり保育の周知を図り、3歳児以上の利用促進を図る。

### 4 保育制度をめぐる国の動向について

現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、現行の保育所、幼稚園、認定こども園を一体化した「総合こども園（仮称）」への移行を検討



項目	民間保育所施設整備助成事業						こども家庭部
							保育課
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	補助金					
406,514		406,514					

目的	<p>築年数の経過に伴う設備等の老朽化や耐震性の劣る既存保育所の改築に合わせ定員増を図り、保育所待機児童の解消に努める。</p>								
背景	<p>平成 22 年度に保育所等の新設・増改築等の施設整備を進め、平成 23 年 4 月に 490 人の定員増を図ったことにより、待機児童数は、前年同月比 138 人減の 115 人となるなど、一定の削減効果が得られたが、依然として解消できていない状況にある。</p>								
内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年 4 月 1 日定員 80 人増 ( 8,790 人 8,870 人 )</li> <li>・保育所の増改築 ( 3 施設 )</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初生保育園 ( 北区東三方町 )</td> <td>150 人 160 人</td> </tr> <tr> <td>住吉保育園 ( 中区小豆餅四丁目 )</td> <td>60 人 100 人</td> </tr> <tr> <td>葵ヶ丘保育園 ( 中区高丘東三丁目 )</td> <td>90 人 120 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業費 406,514 千円 ( 県補助 : 324,915 千円 )</p> <p>( 参考 ) 平成 24 年 4 月 1 日定員 150 人増 ( 8,640 人 8,790 人 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・曳馬保育園 ( 中区曳馬四丁目 ) 30 人増 ( 90 人 120 人 )</li> <li>・浜松東保育園 ( 東区篠ヶ瀬町 ) 60 人増 ( 90 人 150 人 )</li> <li>・( 仮称 ) ずだじこども園 ( 南区恩地町 ) 保育園部分 60 人増 ( 新設 )</li> </ul>	施設名	定員	初生保育園 ( 北区東三方町 )	150 人 160 人	住吉保育園 ( 中区小豆餅四丁目 )	60 人 100 人	葵ヶ丘保育園 ( 中区高丘東三丁目 )	90 人 120 人
施設名	定員								
初生保育園 ( 北区東三方町 )	150 人 160 人								
住吉保育園 ( 中区小豆餅四丁目 )	60 人 100 人								
葵ヶ丘保育園 ( 中区高丘東三丁目 )	90 人 120 人								

項目	安心こども基金関連事業	こども家庭部
		子育て支援課・保育課

## 1 事業概要

事業目的	国の交付金を財源に各都道府県において造成された基金を活用し、保育・育児に係る環境の充実を図る。
事業期間	平成 20 年度～平成 24 年度 国の 23 年度 4 次補正予算で 24 年度末まで基金延長見込み
対象事業	保育サービス等の充実を図る事業（保育所の整備など） ひとり親家庭等の支援事業（資格取得支援など） すべての家庭を対象とした地域子育て支援事業 社会的養護の推進事業（児童養護施設等の環境改善など） 児童虐待防止対策の強化事業（職員の研修、広報啓発など） 詳細は今後示される予定
補助率	10/10 以内

## 2 浜松市の状況

(単位：千円)

区分	総事業費	21 年度 決算	22 年度 決算	23 年度 決算見込	24 年度 当初	
事業費	2,906,253	74,477	1,615,114	739,586	477,076	
財源	基金	2,243,580	47,130	1,143,108	684,691	368,651
	一般	662,673	27,347	472,006	54,895	108,425

## 3 24 年度事業費の内訳


(単位：千円)

事業名	所管課	事業費	基金 充当額	事業内容
母子家庭自立支援給付金事業	子育て支援課	68,085	42,498	資格・技能の習得に対する訓練促進費
母子家庭福祉対策事業	子育て支援課	2,477	1,238	母子家庭自立支援センターにおける託児サービス
民間保育所施設整備助成事業	保育課	406,514	324,915	民間保育所の施設整備(3園)
合計		477,076	368,651	

項目	第4 清掃工場整備事業					環境部		
						----- 廃棄物処理施設管理課		
24 事業費（千円）	内容 （千円）	委託料						
1,400		1,400						

目的	市内のごみの焼却処理について西部清掃工場と新（第4）清掃工場の2施設体制による処理を目指し、新清掃工場を整備するもの。
背景	ごみ焼却施設の統廃合によりごみ処理コスト削減を推進
内容	<p>1 施設内容（計画）</p> <p>（1）焼却施設            408 t / 日</p> <p>（2）破砕処理施設   （不燃・粗大ごみ）50 t / 日 × 2 基   （プラスチック製容器包装）25 t / 日 × 2 基</p> <p>2 事業内容</p> <p>・候補地選定にかかる委託業務</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <p>平成 25 年度    地質調査、測量調査、施設基本計画策定</p> <p>平成 25 年度～平成 33 年度 環境影響評価調査</p> <p>平成 25 年度～平成 27 年度 都市計画決定</p> <p>平成 28 年度～平成 31 年度 施設設計、造成・建設工事</p> <p>平成 32 年度 稼働予定</p>

項目	静ヶ谷リサイクルセンター整備事業						環境部	
							廃棄物処理施設管理課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	委託料						
10,000		10,000						

目的	<p>南部清掃工場内のペットボトル圧縮減容機の老朽化、平和最終処分場内の埋立予定区域内にあるびんストックヤードの移設の必要性などから、代替施設を整備するもの。</p> <p>また、収集車両火災防止のため、新たに分別収集するスプレー缶の破碎処理並びに旧浜松地域において埋立処理されていた蛍光管の破碎処理施設を新たに整備するもの。</p>	
背景	<p>～平成9年度 最終処分場として利用</p> <p>平成16年度 土地開発公社先行取得 ( 84,000.74 m<sup>2</sup> )</p> <p>平成19年度 32,198.18 m<sup>2</sup>を買戻し</p> <p>平成23年度 残り 51,802.56 m<sup>2</sup>を買戻し</p>	
内容	<p>1 建設場所 浜松市西区呉松町</p> <p>2 設備内容 ( 計画 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル圧縮減容機</li> <li>・蛍光管、スプレー缶処理機</li> <li>・びん類の一時保管施設</li> </ul> <p>3 事業内容</p> <p>( 1 ) 工場棟の工事発注仕様書等作成業務委託</p> <p>( 2 ) 各種調査の実施 ( 生活環境影響予測評価、地質調査 )</p> <p>4 今後のスケジュール</p> <p>平成25年度～平成26年度 設計、建設工事</p> <p>平成27年度 稼働予定</p>	

項目	ごみ減量・リサイクル推進事業						環境部	
							資源廃棄物政策課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	報償費	需用費	役務費	委託料	使用料及び 賃借料	負担金補助 及び交付金	
152,761		122,203	7,312	297	19,596	53	3,300	

目的	市民協働によるごみ減量とリサイクルの推進。ごみ処理経費の削減。
背景	<p>ごみ減量アクションプラン ( 平成 23 年度策定 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スローガン「分ければ、資源」市民協働によるごみ減量</li> <li>・市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 平成 25 年度までに 10% 以上減 ( 平成 21 年度対比 )</li> <li>・リサイクル率 平成 25 年度までに 22% ( 平成 21 年度時点では 20.9% )</li> </ul>
内容	<p>1 生ごみ減量対策 9,567 千円          コンポスト・密封発酵容器の配布 2,500 世帯          家庭用生ごみ処理機購入費補助金 15,000 円 × 220 世帯          水切りアイデアコンテストの開催 ( 優秀アイデアを表彰し、市民に P R )</p> <p>2 紙ごみ減量対策 122,883 千円          子ども会、PTA などによる資源物集団回収活動に対する協力金          雑がみ分別袋配布事業 10,000 枚</p> <p>3 草木類、廃食用油などのリサイクル推進 19,352 千円          ( 1 ) みどりのリサイクル回収          自宅や自治会の地域活動からの草木を市施設や自治会所有の集会場等において回収          ・市施設 5 箇所          ・自治会等 20 箇所          ( 2 ) リサイクル拠点運営事業          家庭からの紙類等 ( 集団回収の補完 ) 及び廃食用油の回収拠点の運営          ・リサイクルステーション 15 箇所          ・自治会・学校等 30 箇所</p> <p>4 ごみ減量教育推進事業 959 千円          小学 4 年生向け副読本の印刷          小学 1 年生向けごみ減量啓発絵本の印刷</p>

項目	雑がみ分別袋配布事業						環境部
							資源廃棄物政策課
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	需用費					
735		735					

目的	菓子箱や包装紙等の雑がみの分別及び再資源化の啓発
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イオン株式会社との包括提携協定に基づく寄附金の活用</li> <li>・イオン株式会社のご当地 WAON カード使用金額の 0.1% を浜松市へ寄附 (浜松市は寄附金を浜松市森林環境基金に積立)</li> </ul>
内容	<p>1 事業内容</p> <p>雑がみ分別袋の作成及び配布 10,000 枚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布場所 小中学校、各種イベント会場など</li> </ul> <p>2 基金の活用</p> <p>浜松市森林環境基金を取崩して、事業費に充当。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ご当地 WAON カード</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>雑がみ分別袋</p> </div> </div>

項目	可燃・不燃ごみ、資源物収集等業務について	環境部				
		資源廃棄物政策課				
24 事業費 ( 千円 )	内容	委託料				
1,575,197	( 千円 )	1,575,197				

目的	市民生活から排出される一般廃棄物 ( 可燃ごみ・不燃ごみ・資源物 ) を適正かつ効率的に収集する。												
背景	平成 25 年度～ 家庭ごみ分別統一ルール of 適用 ( 収集品目、頻度など )												
内容	1 可燃・不燃ごみ、収集運搬等にかかる経費 1,007,945 千円 ( 委託分 )												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業費 ( 千円 )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松地区</td> <td>694,966</td> </tr> <tr> <td>雄踏・舞阪地区</td> <td>122,284</td> </tr> <tr> <td>引佐・細江・三ヶ日地区</td> <td>125,046</td> </tr> <tr> <td>天竜地区</td> <td>65,649</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,007,945</td> </tr> </tbody> </table> <p>浜北地区は直営収集のみ</p>	区 分	事業費 ( 千円 )	浜松地区	694,966	雄踏・舞阪地区	122,284	引佐・細江・三ヶ日地区	125,046	天竜地区	65,649	合 計	1,007,945
区 分	事業費 ( 千円 )												
浜松地区	694,966												
雄踏・舞阪地区	122,284												
引佐・細江・三ヶ日地区	125,046												
天竜地区	65,649												
合 計	1,007,945												
内容	2 資源物の収集運搬等にかかる経費 567,252 千円 ( 収集運搬及び中間処理委託料 )												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業費 ( 千円 )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松、雄踏・舞阪地区</td> <td>358,094</td> </tr> <tr> <td>浜北地区</td> <td>55,428</td> </tr> <tr> <td>引佐・細江・三ヶ日地区</td> <td>134,189</td> </tr> <tr> <td>天竜地区</td> <td>19,541</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>567,252</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事業費 ( 千円 )	浜松、雄踏・舞阪地区	358,094	浜北地区	55,428	引佐・細江・三ヶ日地区	134,189	天竜地区	19,541	合 計	567,252
区 分	事業費 ( 千円 )												
浜松、雄踏・舞阪地区	358,094												
浜北地区	55,428												
引佐・細江・三ヶ日地区	134,189												
天竜地区	19,541												
合 計	567,252												
内容	3 今後の予定 平成 25 年度からの分別統一ルール of 適用及び静ヶ谷リサイクルセンターの稼働 ( 平成 27 年度予定 ) などに伴い、収集運搬及び中間処理について再編を実施。												

項目	新エネルギー利用推進助成事業	環境部					
		環境政策課					
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	旅費	需用費	役務費	投・補助金		
135,311		129	141	41	135,000		

**目的** 地球温暖化対策や地域のエネルギー自給率を向上させるため

**背景** 震災による原子力発電所の停止などを背景としたエネルギー自給の必要性

1 住宅用太陽光発電システム設置費補助金  
 件数：2,500 件 補助金額：125,000 千円 (@50 千円 × 2,500 件)  
 設置費 (千円)

標準的な設置費は減少傾向にあり、補助金を除いた自己負担額も低下している。

出力 4kw の設置を想定  
 H24 国県は H23 と同額を想定

2 (新規) 住宅用太陽熱利用システム設置費補助金  
 補助対象：住宅用太陽熱利用システム (強制循環型)  
 件数：100 件  
 補助金額：5,000 千円 (@50 千円 × 100 件)

(例) 強制循環型の不凍液を使用した場合

3 (新規) 事業所用新エネルギー導入費補助金  
 件数：10 件 補助金額：5,000 千円 (@500 千円 × 10 件)  
 対象経費 中小企業基本法が規定する中小企業者の新エネルギー設置にかかる費用  
 対象設備 太陽光発電 (出力 10kw 以上) 太陽熱利用 (集熱面積 20 m<sup>2</sup>以上) 風力発電 (定格出力 1kw 以上) など  
 総事業費 3,000 千円以上であることを条件とする。



項目	雇用促進・就労支援事業について	産業部
		産業総務課

1 就労支援事業 12,252 千円

求職者の状況に応じた就労支援の実施や情報の提供、事業所向けのメンタルヘルス出張セミナーの開催等を実施

(1) 若年者就労支援事業 (6,949 千円)

高校生への職場見学会の実施、高校生の就業体験受入事業所への奨励金の交付

(2) 労働安全・衛生支援セミナー開催事業 (252 千円)

労働者が安心して働ける労働環境づくりの推進と職場の環境や働く上での心の悩みの改善を支援する一環として、事業所へ出向きセミナーを開催

(3) 地域若者サポートステーションはままつ事業 (2,066 千円)

働くことについてさまざまな悩みを抱える若年未就労者へ就労支援を実施

(4) 各種セミナー相談事業 (2,985 千円)

就労に関する各種セミナーの開催及び就職に関する個別相談の実施

2 障害者雇用促進事業 9,850 千円

障害の程度や職業の適正に応じた多様な就労機会の提供や職場定着に向けた相談・支援の実施、職域拡大セミナーの開催

3 大学等新卒予定者就労支援事業 28,000 千円 (緊急雇用創出事業)

就職内定を得ていない最終学年の学生に対して中小企業を中心とした求人情報の提供や個人面談、キャリアカウンセリングの実施

4 求職者応援事業 1,877 千円

中小企業に対する求人意向調査及び「はままつ就職応援サイト」の運営による市内事業所の求人と求職者とのマッチング

5 パーソナル・サポート・サービスモデル事業 95,000 千円

安定的な自立生活を営むことを希望する者を対象として、生活・就労に関する各種相談や就労体験、制度横断的な支援を当事者に寄り添ってコーディネート

項目	パーソナル・サポート・サービスモデル事業						産業部
							産業総務課
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	委託料					
95,000		95,000					

目的	生活及び就労に関する問題の解決を図るため、制度横断的かつ継続的な支援等を当事者に寄り添ってコーディネートすることで安定的な自立生活を営むことを目指す。
背景	<p>デフレや円高の影響等により、本地域においては、雇用情勢の低迷・長期化による生活困難者が増加している。</p> <p>こうしたことから、国のパーソナル・サポート・サービスモデルプロジェクトの事業採択を受けて実施するもの。</p>
内容	<p>1 施設名称 浜松市パーソナル・サポート・センター ( ザザシティ浜松中央館 5 階 )</p> <p>2 運営方法 伴走型個別就労支援の実績がある NPO に委託</p> <p>3 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援のコーディネート</li> <li>・職業訓練支援のコーディネート</li> <li>・就労支援のコーディネート</li> <li>・関連機関との連携による個別ケースの連絡調整</li> <li>・ボランティアサポーターの養成</li> <li>・支援対象者のフォローアップ</li> <li>・事業の分析及び評価</li> </ul> <p>4 支援対象 就労意識の低い者を含めて、安定的に自立生活を営むことを希望する者</p> <p>5 事業費 95,000 千円</p> <p>人件費、センター運営費、就労体験・相談会開催経費など</p> <p>財源 県：緊急雇用創出事業交付金 10 / 10</p> <p>生活保護受給者等への支援について</p> <p>24 年度は就労意欲の低い者にも対象を拡充し、福祉事務所との連携を強化することにより、生活保護ボーダーライン層及び生活保護受給者に対して生活保護適用の前後を通じた一貫した支援を実施する。</p>

項目	農地集約化促進事業						産業部	
							農林水産政策課	
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	委託料						
10,000		10,000						

目的	平成 23 年度 12 月の総合特別区域の第 1 次指定を受け、本市の「未来創造『新・ものづくり』特区」の推進のため、農地の集約化を図り、企業の農業参入の促進を図るもの。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特区申請で、農業と工業のバランスある土地利用の実現のための事業として、企業の農業参入推進事業を位置づけ</li> </ul>
内容	<p>1 市みずからが農地の集約を推進するため、農地集約化推進担当を 2 名配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の流動化、集積化のために農地所有者と交渉等を実施</li> <li>・ 企業の営農計画作成に対する助言</li> <li>・ 農協、土地改良区等との調整</li> </ul> <p>2 【緊急雇用事業】農地集約化データ整備業務委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査内容：企業参入が見込まれる地区について、筆ごとの調査・整理             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生産している農産物の種類</li> <li>(2) 農地の利用状況</li> <li>(3) 利用権等の権利関係</li> <li>(4) 農地銀行への登録の有無</li> </ul> </li> <li>・ 雇用予定人数：4 人（新規雇用）</li> <li>・ 事業効果：各地区の詳細な情報を得ることで、市が農地利用集積円滑化事業(注)の実施にあたり、個別企業の要求（必要とする面積など）に即した参入候補地の選択など、迅速かつ適確な対応が可能</li> </ul> <p>(注) 農業経営基盤強化促進法による事業 農地所有者の委任を受け、農地を利用する相手方として適当と認められる者と貸借の条件などを調整すること等を実施するもの</p>

項目	農作物被害対策支援事業					産業部	
						農林業振興課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	旅費	需用費	負担金	補助金		
33,822		61	11	20,750	13,000		

目的	野生鳥獣による農作物被害、集落における農業従事者等への生活被害を総合的な対策により防止し、本市の農林業の振興及び経営の安定を図るもの。	
背景	北区・天竜区等では、野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物被害が深刻化している。野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退や不耕作地の増加をもたらす一因となっており、市内農産物の安定供給には鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっている。	
内容	<p>1 鳥獣被害防止総合対策事業 20,750 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的：被害の実態を把握し、地域の実情や要望に応じた様々な対策を集落の住民と共に複合的に実施し、それらの取組を波及させるもの</li> <li>・実施主体：浜松地域鳥獣被害対策協議会（事務局：浜松市北部農林事務所）</li> <li>・事業内容：(1) 推進事業（ソフト事業） アドバイザー養成講座等やセンサーカメラによる生育管理など (2) 整備事業（ハード事業） 侵入防止柵の設置（北区引佐町久井田、天竜区懐山など）</li> </ul> <p>2 農作物被害防除事業 13,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的：野生動物による農林作物の被害を防止し、農林業の振興及び経営の安定を図るため、農林業関係者が行う電気柵の設置等の対策に要する経費の一部を補助するもの</li> <li>・実施主体：農林業を営む者及び市内に事務所を有する農林業関係団体</li> <li>・事業内容：以下の経費の1/2以内（主要なもの） (1) 電気柵・防護用資材の設置に要する経費（上限5万円） (2) 金属製の防護用フェンス等の設置に要する経費（上限20万円） (3) 野猿対策犬の訓練に要する経費（上限20万円）</li> </ul> <p>3 その他 72 千円</p>	

項目	新規就農者育成支援事業					産業部	
						農林業振興課	
24 事業費(千円)	内容 (千円)	旅費	需用費	役務費	補助金		
36,166		17	141	8	36,000		

目的	<p>農業の持続的な発展を支える次代の担い手を確保するため、就農開始時に必要とする経費の負担を軽減し、円滑な就農を促進するとともに、就農後の定着を促進することを目的とするもの。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜松市農業振興基本計画の基本方針の1つ「担い手の育成・確保」に基づく、新規就農者の育成・確保の推進</li> <li>・ 農業者の後継者不足、高齢化</li> </ul>
内容	<p>1 (新規)新規就農者総合支援事業          国庫補助事業として、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、45歳未満の独立・自立農業者に対し、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金として年間1,500千円を給付するもの。          (支給期間は最長5年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費：1,500千円×22名=33,000千円</li> <li>・ 条件：就農後5年以内で、年間所得300万円未満</li> <li>・ 対象者：45歳未満の独立・自立農業者</li> </ul> <p>2 新規就農者定着促進事業          「1.新規就農者総合支援事業」で補助対象とならない認定農業者の後継者に対し、市単独事業として、就農直後の所得を確保する給付金として補助するもの。          (支給期間は最長1年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費：300千円×10名=3,000千円</li> <li>・ 条件：申請年度に10a以上の農地を借入等して規模を拡大</li> <li>・ 対象者：認定農業者の後継者</li> </ul>

項目名	農業振興地域制度管理事業						産業部
							農林業振興課
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	委託料	使用料	需用費	役務費	旅費	
11,788		8,945	2,115	520	138	70	

目的	農業振興地域の整備に関する法律に基づき策定した浜松農業振興地域整備計画を遂行しつつ、農業振興地域における農用地の適正な管理をするもの。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度に浜松農業振興地域整備計画を策定</li> <li>農業振興地域の農用地等の面積や土地利用状況などについて、現状及び将来の見通しについて調査実施が必要</li> </ul>
内容	<p>1 (臨時) 農業振興地域整備計画の基礎調査</p> <p>主な調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産の基盤の整備状況</li> <li>農用地等の保全及び利用の状況</li> <li>農業の近代化のための施設の整備の状況</li> <li>農業従事者の農業以外への就業の状況</li> </ul> <p>2 農業振興地域管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農用地の除外申請に基づく現地調査・データ整備など、農業振興地域における農用地の管理</li> <li>地図情報システム賃貸料 など</li> </ul> <p>3 農業振興地域整備計画の基礎調査後の予定</p> <p>平成 25 年度 計画策定</p> <p>平成 26 年度 修正・印刷等</p>

項目	森林産業の創出事業					産業部	
						農林水産政策課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	旅費	委託料	補助金			
8,919		52	5,250	3,617			

目的	<p>浜松市森林・林業ビジョンの方針「森林産業の創出」を実現するため、F S C 森林認証を核とした新しいビジネスモデルを創出するとともに、間伐材の新たな利用方法である木質ペレットの普及啓発、流通促進を図る</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F S C 認証林取得面積は、市町村別で全国最大の 36,949ha ( H23.12.28 現在 )</li> <li>・ 平成 23 年 6 月からペレット製造施設 ( 龍山森林組合内 ) が稼働中</li> </ul>
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木質学童机・椅子の小学校へのモデル的導入事業業務委託 ( 2 年目 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入予定校数 : 3 校</li> <li>・ 導入予定個数 : 180 セット</li> </ul> </li> <li>2 ( 臨時 ) F S C 啓発イベント開催事業業務委託「F S C 森林サミット」誘致 F S C ジャパンが毎年主催する「F S C 森林サミット」( 全国大会 ) を誘致し、本市の取り組みを紹介するとともに、県内外の木材利用業者とのビジネスチャンスを創出  F S C 森林認証制度・・・適切で持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証する制度で、認証森林から生産された木材・木材製品は、認証ラベルを貼り付けることが可能</li> <li>3 浜松市木質バイオマス利用促進事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象 市内の住居・店舗等に木質ペレットストーブを設置する個人・法人等</li> <li>・ 補助率 事業費の 1/3 ( 上限 50 千円 )</li> <li>・ 事業費 3,000 千円</li> </ul> </li> </ol>

項目	森林整備地域活動支援事業					産業部	
						農林業振興課	
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	需用費	役務費	補助金			
63,000		720	100	62,180			

目的	集約化施業による計画的かつ適正な森林整備の推進を図るため、「森林経営計画の作成促進」等の森林整備に資する地域活動に対して支援をするもの。			
背景	平成 21 年度に国が策定した『森林・林業再生プラン』に基づく、森林の大規模・面的な整備の促進			
内容	1 森林経営計画作成促進 2,400 千円 ・ 対象：施業計画が作成されていない森林 ・ 交付額：森林経営計画への同意が得られた森林面積 × 8,000 円 / ha ・ 対象活動：計画策定に必要な説明会の開催、森林簿情報の収集等			
	2 施業集約化の促進 19,200 千円 ・ 対象：森林経営計画等を策定している森林 ・ 交付額：以下表のとおり			
	間伐		除間伐	
	境界不明確	境界明確	境界不明確	境界明確
48,000 円 / ha	32,000 円 / ha	32,000 円 / ha	16,000 円 / ha	
・ 対象活動：集約化施業に必要な施業地や作業道予定地の現地調査、施業対象地の森林所有者への説明、施業提案書の作成				
3 作業道の改良活動 40,580 千円 ・ 対象：森林経営計画等を策定している森林 ・ 交付額：対象森林内の育成林面積 × 5,000 円 / ha ・ 対象活動：既存作業道の改良箇所の洗い出しのための点検、既存作業道の道路補強、排水施設や土留の設置等				



項目	作業道等・林道整備事業について	産業部
		農林業振興課

利用間伐材促進助成事業（直接支払制度）により、作業道等を整備し、林業の効率化を推進する。

### 予算額

#### 1 作業道等整備事業 106,580 千円

（国・県からの直接支払分を含めると 158,580 千円 対前年比 +61,505 千円）

事業名		平成24年度(a) 市事業費	平成23年度(b) 市事業費	前年比較(a-b) 市事業費
作業道等整備事業	森林整備活動支援事業 （国県補助）	40,580	31,075	9,505
	利用間伐促進助成事業 1 （直接支払制度） 国・県からの直接支払金	10,000 (52,000)	0 (0)	10,000 (52,000)
	低コスト林業推進事業 （市単独）	56,000	66,000	10,000
小計(A) 国・県からの直接支払金		106,580 (52,000)	97,075 (0)	9,505 (52,000)

#### 2 林道整備事業 657,085 千円

事業名		平成24年度(a) 市事業費	平成23年度(b) 市事業費	前年比較(a-b) 市事業費
林道整備事業	公共林道整備事業（国補助）	168,000	230,370	62,370
	県営林道整備事業（県営事業）	160,000	160,000	0
	県単独林道整備事業（県補助）	239,085	232,050	7,035
	市単独林道整備事業（市単独）	38,000	46,800	8,800
	林道維持補修事業（市単独）	52,000	47,000	5,000
小計(B)		657,085	716,220	59,135

#### 3 合計

		平成24年度(a) 市事業費	平成23年度(b) 市事業費	前年比較(a-b) 市事業費
合計(A+B) 国・県からの直接支払金		763,665 (52,000)	813,295 (0)	49,630 (52,000)
財源内訳	国・県補助金	204,084	239,963	35,879
	市債	396,400	412,500	16,100
	工事負担金	0	180	180
	一般財源	163,181	160,652	2,529

1 国・県との同調事業（国・県負担分は県が直接事業者を支払う）

項目	天竜材の家百年住居る助成事業					産業部	
						農林業振興課	
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	委託料	補助金				
88,300		3,300	85,000				

目的	市内で生産・加工された一定の品質基準を満たす木材 (地域材) を使用して、新築・増築された居住用住宅に対し助成を行うもの																			
背景	平成 18 年度の事業実施以降、応募の増加に対応しつつ、引き続き地域材の使用を推進するため、平成 23 年度に補助額を 400 千円から 300 千円への引き下げ、木材使用量を 50% から 80% へ引き上げ等の制度改訂を実施																			
内容	<p>1 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜松市内に自ら居住するための地域材利用住宅を新築及び増築</li> <li>・ 地域材を主要構造材 (土台・柱・梁・桁など) 使用量の 80% 以上使用</li> <li>・ 地域材の F S C 森林認証材を主要構造材使用量の 40% 以上使用した場合、補助額を加算</li> <li>・ 80 m<sup>2</sup> 以上の居住面積を有する (増築の場合は、増築した部分の居住面積が 80 m<sup>2</sup> 以上を有する)</li> </ul> <p>2 補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延床面積 1 m<sup>2</sup> 当たり 3,000 円、1 棟につき 30 万円を限度</li> <li>・ 地域材の F S C 森林認証材を主要構造材 (土台・柱・梁・桁など) 使用量 (m<sup>3</sup>) のうち、40% 以上使用した場合、1 棟につき 10 万円を加算</li> <li>・ 年間 250 棟、F S C 森林認証材 100 棟を予定。</li> </ul> <p>3 実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成棟数</td> <td>103 棟</td> <td>100 棟</td> <td>119 棟</td> <td>188 棟</td> <td>298 棟</td> <td>208 棟 (12 月末時点)</td> </tr> </tbody> </table>						年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	助成棟数	103 棟	100 棟	119 棟	188 棟	298 棟	208 棟 (12 月末時点)
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23														
助成棟数	103 棟	100 棟	119 棟	188 棟	298 棟	208 棟 (12 月末時点)														

項目	中小企業金融支援事業					産業部
						産業総務課
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	負担金及び交付金	需用費	旅費	役務費	
295,650		295,233	339	74	4	

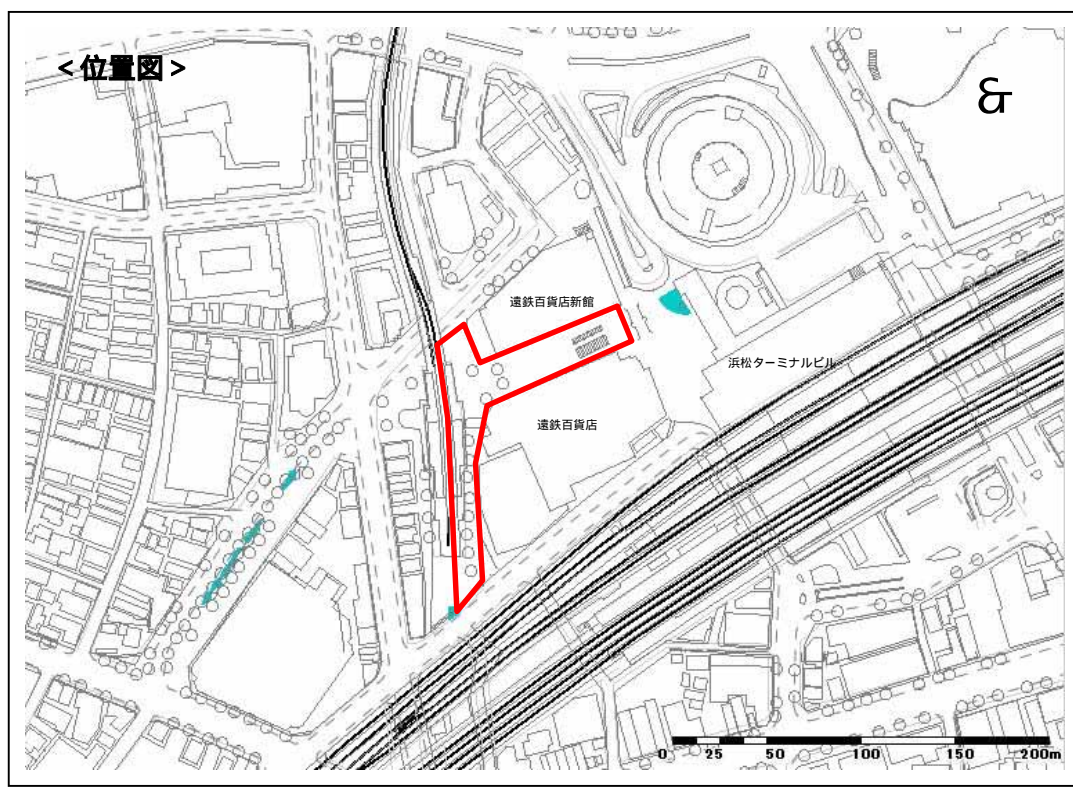
目的	中小企業の経営の安定と新規事業展開等を制度融資によって支援し、地域産業の振興を図るもの。																										
背景	リーマンショック後の景気低迷や災害対策による資金需要が増大し、H24 年度も円高等による厳しい経営環境が続くことから、市制度融資の利用増が見込まれる。 市内企業 3,700 社が利用。																										
内容	<p>1 市制度融資の実施に必要な利子補給等に要する経費</p> <p>(1) 信用保証料率の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県信用保証協会への事務負担金等 46,604 千円</li> </ul> <p>(2) 借入利率の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱金融機関の資金調達経費の助成 55,544 千円</li> <li>・ 中小企業者が金融機関から融資を受ける際の利子補給 193,502 千円</li> </ul> <p>ビジネスサポート資金 小規模事業者の経営の安定と発展を支援</p> <p>緊急経済対策特別資金 経営状態の改善を図る必要のある事業者を支援 など</p> <p>2 新規融資額及び年度末残高の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23 当初</td> <td>補正</td> <td>H23 見込</td> <td>H24 当初</td> </tr> <tr> <td>新規融資額</td> <td>82 億円</td> <td>120 億円</td> <td>120 億円</td> <td>110 億円</td> <td>230 億円</td> <td>150 億円</td> </tr> <tr> <td>年度末残高</td> <td>140 億円</td> <td>212 億円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>398 億円</td> <td>492 億円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充 +30 億円</span> </p>							H21	H22	H23 当初	補正	H23 見込	H24 当初	新規融資額	82 億円	120 億円	120 億円	110 億円	230 億円	150 億円	年度末残高	140 億円	212 億円	-	-	398 億円	492 億円
	H21	H22	H23 当初	補正	H23 見込	H24 当初																					
新規融資額	82 億円	120 億円	120 億円	110 億円	230 億円	150 億円																					
年度末残高	140 億円	212 億円	-	-	398 億円	492 億円																					

項目	ギャラリーモール運営事業					産業部	
						商業政策課 (産業振興課)	
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	委託料					
28,110		28,110					

**目的** 自由通路及び賑わい・憩いの場としてギャラリーモールを供用し、中心市街地の活性化を図る。

**背景** 現在、商業政策課が管理している浜松市ギャラリーモールについて、平成24年4月から指定管理者制度を導入して維持管理を行う。

- 内容**
- 1 指定管理者 浜松まちなかマネジメント(株)
  - 2 施設概要
    - 位置 中区旭町及び砂山町地内
    - 敷地面積 3,483.49 m<sup>2</sup> (旧道路台帳面積)



項目	創造文化産業振興事業						産業部
							商業政策課 (産業振興課)
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	負担金					
2,000		2,000					

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創造文化産業の振興により、都心経済及び地域経済の活性化を図る。</li> <li>・商業者や事業者と協働し、新たな財・商品・サービスの創造や地域文化コンテンツの創出を促す。</li> <li>・来街者、来訪者などの交流人口の増加や都心の活性化。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡経済同友会浜松協議会のアートリンク構想 (H23.3)「人々が集まり回遊する『まちなか』づくり」</li> <li>・都心未来創造会議提言 (H22.3)「地域の創造力を活かした文化的な都心の創出」</li> </ul>
内容	<p>創造文化産業の振興を図るための(仮称)浜松クリエイターズネットワーク構想実行委員会に対する負担金</p> <p>1 委員会の事業内容</p> <p>(1) (仮称)浜松クリエイターズネットワーク構想実行委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 クリエーターやデザイナー、製造業のデザイン開発部門、中小企業、教育機関、有識者等</li> <li>・内容 創造的人材・資源等に関する現状を分析し、それらを活用した既存産業の高度化策・新産業の振興策について検討する。</li> </ul> <p>(2)クリエイターのネットワークの形成に関する検討(ネットワークづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松地域の産業構造に占めるクリエイティブな産業や人材に関する現状分析</li> <li>・地元クリエイターや市内外で活躍する講師を招聘したシンポジウム「2012 浜松クリエイターズミーティング(仮称)」の開催</li> </ul> <p>(3)浜松型クリエイティブセンターの制度設計に関する検討(仕組みづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリエイターと商業者や事業者との協働スキーム、異業種交流に関する制度設計</li> <li>・クリエイターのスキルアップや創造的活動に対する支援策の策定</li> </ul>

項目	新産業創出事業費補助金 ( 成長産業創出支援事業 )					産業部
						産業振興課
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	負担金補助 及び交付金				
150,000		150,000				

目的	成長 6 分野について重点支援を行い、革新的な技術・製品の事業化を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度当初予算で、「光・電子」分野に対する補助金を計上 ( 85,000 千円 )</li> <li>・平成 23 年度 9 月補正で、「環境・エネルギー」分野の補助制度を新設 ( 20,000 千円 )</li> <li>・「はままつ産業イノベーション構想」( 新浜松市創業都市構想 ) 策定 ( H23.10 )</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新産業創出事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>市内中小企業を中心とする産学官連携等による実用化・製品化のための技術開発を支援するための補助金</li> <li>補助対象事業 成長 6 分野における新技術・新製品の開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代輸送用機器</li> <li>健康・医療</li> <li>新農業</li> <li>光・電子</li> <li>環境・エネルギー</li> <li>デジタルネットワーク・コンテンツ</li> </ul> </li> <li>補助金額 1 件当たりの上限 10,000 千円</li> <li>補助率 1/2 以内</li> <li>補助対象者 市内の中小企業あるいは、市内中小企業を 1 者以上含む共同体</li> </ul> </li> </ul>

項目	次世代環境車社会実験事業						産業部	
							産業振興課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	委託料	使用料及 び賃借料	その他				
9,000		5,500	2,000	1,500				

目的	産学官が一体となって社会実験等に取り組むことで、次世代環境車の普及と新産業の振興を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 5 月、協議会を発足するとともに充電器を各区役所 ( 7 箇所 ) に設置。平成 22 年 10 月、次世代環境車走行実験開始。</li> <li>E-KIZUNA サミットは、これまでさいたま市にて開催。第 3 回 ( 平成 24 年度 ) は、浜松市で開催予定。</li> </ul>
内容	<p>1 はままつ次世代環境車社会実験協議会の運営</p> <p>事業内容 走行実験の実施、普及啓発活動、企業の研究開発の促進など</p> <p>協議会メンバー 輸送用機器メーカー、浜松商工会議所、テクノポリス推進機構、大学、県及び市</p> <p>2 「E-KIZUNA サミット」の開催 ( 臨時 )</p> <p>低炭素社会の実現に向けて、企業と自治体が共通認識のもと絆を強化し、EV など低炭素型モビリティの普及に取り組む。</p> <p>目的 EV など低炭素型モビリティの普及 多様なエネルギーの活用</p> <p>開催 年 1 回開催</p> <p>参加者 自治体 22 団体及び企業 12 団体 ( 第 2 回サミットの実績 )</p>

項目	新産業展示館基本計画策定事業						産業部
							産業振興課
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	委託料					
5,000		5,000					

目的	昭和 46 年に建設された浜松市総合産業展示館は、施設や設備の老朽化に加えて展示スペースや駐車場が狭小であることから、大型イベントにも対応できる新たな産業展示館を建設する。
背景	平成 23 年度 新産業展示館構想策定
内容	<p>新産業展示館構想の策定を受け、今後の基本設計や実施設計に反映すべきアウトラインとなる基本計画を策定する。</p> <p>1 事業内容          整備水準に適した立地場所の検討          候補地における施設イメージの構築          建設等の事業手法・管理運営計画の検討、外部委託手法の検討          建設費等の概算事業費の算定</p> <p>2 スケジュール見込み          平成 25 年度 地質調査・基本設計          平成 26 年度 実施設計          平成 27 年度～ 建設工事</p> <p>3 ( 参考 ) 浜松市総合産業展示館の概要          ( 1 ) 所在地 浜松市東区流通元町 20 番 2 号          ( 2 ) 開館 昭和 46 年 11 月 2 日          ( 3 ) 展示場              第 1 展示場 1,920.78 m<sup>2</sup> 3,000 名              第 2 展示場 888.00 m<sup>2</sup> 1,200 名              第 3 展示場 888.00 m<sup>2</sup> 1,200 名          ( 4 ) 駐車場              敷地内 : 284 台 ( 専用 )              敷地外 : 54 台 ( 第二駐車場 ) 計 338 台</p>



項目	企業立地促進助成事業					産業部	
						産業振興課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	負担金補助 及び交付金					
1,000,000		1,000,000					

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の企業立地の促進及び雇用機会の拡大</li> <li>・地域産業の振興及び経済の発展</li> </ul>							
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災後、バックアップ機能も含め生産拠点等の分散化が進んでいる。</li> <li>・市内企業を中心に、津波や液状化などのリスク不安の少ない内陸部への立地需要が高まっている。</li> <li>・企業誘致や市外流出防止が重要な課題となってきた。</li> </ul>							
内容	<p>企業立地支援事業費補助金 ( []書きは、大型特例の場合 )</p> <p>1 企業立地促進事業費補助金</p> <p>補助対象 用地取得日より3年[5年] ( 未造成用地等は5年 ) 以内に操業する事業</p> <p>補助額等</p> <table border="0"> <tr> <td>用地取得費</td> <td>補助率 15 ~ 20/100</td> <td rowspan="3">} 上限 : 合計で4億円</td> </tr> <tr> <td>新規雇用従業員</td> <td>50万円/人</td> </tr> <tr> <td>設備投資費</td> <td>補助率 10/100、1億円[20億円]を上限</td> </tr> </table> <p>2 企業立地奨励費補助金</p> <p>補助対象 操業開始日の翌年度より3年間[5年間]に納めるべき土地・家屋に係る固定資産税、都市計画税及び事業所税 ( 資産割 )</p> <p>補助額等 上記の合計額に相当する額、単年度2億円を限度</p>	用地取得費	補助率 15 ~ 20/100	} 上限 : 合計で4億円	新規雇用従業員	50万円/人	設備投資費	補助率 10/100、1億円[20億円]を上限
用地取得費	補助率 15 ~ 20/100	} 上限 : 合計で4億円						
新規雇用従業員	50万円/人							
設備投資費	補助率 10/100、1億円[20億円]を上限							

項目	企業用地整備事業						産業部	
							産業振興課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	委託料	役務費	需用費	旅費	使用料及 び賃借料		
96,281		93,500	1,596	533	384	268		

目的	<p>堅固な地盤で津波や液状化などのリスクの少ない内陸部に工場用地を確保するもの。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災後、バックアップ機能も含め生産拠点等の分散化が進んでいる。</li> <li>・市内企業を中心に、津波や液状化などのリスクの少ない内陸部への立地需要が高まっている。企業立地引き合い状況は、約70件、約80haの需要見込。</li> <li>・都田地区工場用地の売却先が確定し、上記の需要に対応するため、新たな工場用地確保が必要。</li> <li>・平成23年12月、国から地域活性化総合特区の指定を受けた(未来創造「新・ものづくり」特区)。</li> </ul>
内容	<p>新たな工場用地を確保するため開発事業調査等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発事業実施調査                     <p>施行区域の選定や開発に向け、現状を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画整理調査 施行区域の設定、整備効果の調査、実態調査等</li> <li>・土質調査</li> <li>・交通量調査</li> </ul> </li> <li>2 環境影響調査                     <p>選定区域を開発した際の、環境への影響について調査する。</p> </li> </ol>

項目	インバウンド推進事業					産業部	
						観光交流課	
24 事業費 (千円)	内容 (千円)	委託料	負担金	旅費			
23,276		12,076	10,000	1,200			

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア地域をはじめとした海外からの誘客に向け、都市間交流と新規マーケットの拡大を行い、本市の国際的認知度の向上を図る。</li> <li>・外国人観光客が快適な観光を楽しめるよう、受入れ態勢を構築する。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新成長戦略、国家戦略プロジェクト (訪日外国人 3000 万人プログラム)</li> <li>・観光立国推進基本法、観光立国推進基本計画、浜松市観光ビジョンにおいて、外国人観光客の増加を目的とした誘客事業が重要施策とされている。</li> <li>・富士山静岡空港利用促進事業を事業統合</li> </ul>
内容	<p>主な内容</p> <p>1 浜松市インバウンド推進協議会負担金 10,000 千円          交付先：浜松市インバウンド推進協議会          (構成団体：浜松市、(財)浜松観光コンベンションビューロー)          ターゲット地域でのセールス事業 (中国 (瀋陽・杭州)、台湾、韓国、タイ)          ・杭州市との友好交流協定の締結、友好交流都市瀋陽からの誘客プロモーション          ・旅行エージェントへのセールス、招請、ツアー造成支援事業          ・観光展示会出展 P R 等          受入れ環境の整備 (研修会、施設内案内表示の多言語化支援)</p> <p>2 友好都市訪問団派遣事業 1,300 千円          友好都市・瀋陽、杭州等への訪問団派遣事業</p> <p>3 広域連携インバウンド推進事業 4,000 千円          中部圏の観光団体と広域連携を図った招請事業、セールス対応          委託先：(財)浜松観光コンベンションビューロー</p> <p>4 外客需要動向調査 1,000 千円          市内宿泊施設や観光地における外国人観光客に対する需要、動向調査を実施</p>

項目	インバウンド自治体職員協力交流事業						産業部	
							観光交流課	
24 事業費 ( 千円 )	内容 ( 千円 )	報償費	負担金補助 及び交付金	旅費	使用料及び 賃借料	需用費	役務費	
3,709		893	808	703	600	400	305	

目的	<p>中国・瀋陽市の職員を招請し、観光事業の実務研修を通じて相互理解の推進に努め、帰国後に「浜松ファン」として本市の魅力の発信者としての役割を期待するとともに、人的ネットワークを構築することで瀋陽市との関係を強化する。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 19 年度から、中国などを主なターゲットとしたインバウンド事業を実施</li> <li>・平成 22 年 8 月、中国・瀋陽市と観光を軸とした友好交流都市協定に調印</li> </ul>
内容	<p>友好交流都市協定を締結した中国・瀋陽市からの職員招聘に要する経費。 総務省及び(財)自治体国際化協会が、財政面や受入実務面での支援をおこなう「自治体職員協力交流事業」を活用する。</p> <p>研修期間 約 6 か月 ( 6 月 ~ 12 月 )          研修員 瀋陽市外事弁公室関係者 1 名          研修内容 全体研修 ( 6 月 )                    東京研修、全国市町村国際文化研修所研修                    専門研修 ( 7 ~ 12 月 )                    産業部観光交流課、(財)浜松観光コンベンションビューロー、                    浜松市観光インフォメーションセンター等</p>